



平成 18 年 8 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社エーワン精密
代 表 者 名 代表取締役社長 梅原 勝彦
(JASDAQ・コード 6 1 5 6)
問 合 せ 先
役職・氏名 取 締 役 渡邊 知子
電 話 (0 4 2) 3 6 3 - 1 0 3 9

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 8 月 23 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」について、平成 18 年 9 月 23 日開催予定の第 16 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

会社法（平成 17 年法律第 86 号）ならびに会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）及び会社計算規則（同第 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、また株主の皆様のさらなる利便性の向上を図るため、以下の理由により定款の変更を行うものであります。

- (1) 公告の方法を電子公告とするものであります。
- (2) 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 15 条（参考書類等のインターネット開示）を新設するものであります。
- (3) 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 21 条（取締役会）第 3 項を新設するものであります。
- (4) 取締役及び監査役の責任免除に関する規定を当社に対する責任を法令の定める範囲で免除することができるものとし、変更案第 23 条、第 29 条を新設するものであります。

上記のうち、取締役についての規定の新設については、各監査役の同意を得ております。

- (5) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正及び移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙定款変更案のとおりであります。

3. 日程

定款変更案を付議する株主総会開催日	平成 18 年 9 月 23 日（土曜日）
定款変更の効力発生日	平成 18 年 9 月 23 日（土曜日）

以 上

変更の内容は次のとおりであります。(現行定款中変更のない条文の記載は省略してあります。)

定款変更案 (下線部分を変更)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第4条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</u>
第2章 株式及び端株	第2章 株 式
(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、48,000株とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、48,000株とする。
< 新 設 >	(株券の発行) 第6条 当社は株式にかかる株券を発行する。
(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。	< 削 除 >
(株式取扱規程) 第7条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、その他株式及び端株に関する手続き並びに手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。	(株式取扱規程) 第7条 当社の株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続き並びに手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。
(名義書換代理人) 第8条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 ② 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ③ 当社の株主名簿、端株原簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社において、これを取扱わない。	(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式等に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>② 前項のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
< 新 設 >	<p>(定時総会の基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年6月30日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>(招集の時期)</p> <p>第10条 会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</p>	<p>(招集)</p> <p>第10条 会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</p>
< 新 設 >	<p>(招集地)</p> <p>第11条 当社の株主総会は、東京都内で開催する。</p>
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第11条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集者及び議長)</p> <p>第12条 < 同 左 ></p>
<p>(決議の要件)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。</p>
<p>② 商法第343条の規定による株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</p>	<p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u>を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は <u>株主総会ごと</u>に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</p>	<p>< 削 除 ></p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(取締役会の設置)</p> <p>第16条 当社は、取締役会を置く。</p>
<p>(員数)</p> <p>第15条 当社に取締役10名以内を置く。</p>	<p>(員数)</p> <p>第17条 < 同 左 ></p>
<p>(選任)</p> <p>第16条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 取締役の決議により、当社を代表すべき取締役若干名を定める。</p> <p>② <u>取締役の会議により、取締役会長及び取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 取締役会は、当社を代表すべき取締役若干名を選定する。</p> <p>② <u>取締役会は、取締役会長及び取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会) 第19条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>③ 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会) 第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>③ <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異義を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>④ < 同 左 ></p>
<p>(報酬) 第20条 取締役の報酬及び退職慰労金は、<u>株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(報酬等) 第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(取締役の責任免除) 第23条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p>(監査役) 第24条 当会社は監査役を置く。</p>
<p>(員数) 第21条 当会社に監査役 3 名以内を置く。</p>	<p>(員数) 第25条 < 同 左 ></p>
<p>(選任) 第22条 監査役は株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p>(選任) 第26条 監査役は株主総会の決議によって選任する。 ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第23条 監査役の任期は、 <u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	(任期) 第27条 監査役の任期は、 <u>選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(報酬) 第24条 監査役の報酬及び退職慰労金は、 <u>株主総会の決議をもってこれを定める。</u>	(報酬等) 第28条 監査役の報酬等は、 <u>株主総会の決議によって定める。</u>
< 新 設 >	(監査役の責任免除) 第29条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額の範囲内とする。
第6章 計 算	第6章 計 算
(営業年度) 第25条 当社の営業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとし、 <u>毎営業年度末に決算を行う。</u>	(事業年度) 第30条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとし、 <u>毎事業年度末に決算を行う。</u>
(利益配当) 第26条 利益配当は、 <u>毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同決算期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対しこれを行う。</u>	(剰余金の配当) 第31条 剰余金の配当は、 <u>毎事業年度末の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。</u>
(中間配当) 第27条 取締役会の決議により、毎年12月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者及び同日現在の端株主に対し、 <u>商法第293条ノ5の規定による金銭分配(以下、「中間配当」という。)を行うことができる。</u>	(中間配当) 第32条 取締役会の決議により、毎年12月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、 <u>中間配当を行うことができる。</u>
< 新 設 >	(自己株式の取得) 第33条 取締役会の決議により、 <u>市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第28条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(剰余金の配当金の除斥期間)</p> <p>第34条 剰余金の配当金(中間配当金を含む)が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>

以 上